

出願商標「北斎」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成 24(行ケ)10222・平成 24 年 11 月 7 日（4 部）判決〈請求認容／審決取消〉

【キーワード】

商標法 4 条 1 項 7 号（公序良俗違反），歴史上の人物名，浮世絵師の北斎

【主 文】

- 1 特許庁が不服 2010-9360 号事件について平成 24 年 5 月 9 日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

【事案の概要】

本件は，原告（株式会社アドバンス）が，後記 1 の商標登録出願に対する後記 2 のとおりの手続において，原告の拒絶査定不服審判請求について，特許庁が同請求は成り立たないとした別紙審決書（写し）の本件審決（その理由の要旨は後記 3 のとおり）には，後記 4 のとおりの取消事由があると主張して，その取消しを求める事案である。

1 本願商標

(1) 原告は，平成 19 年 11 月 22 日，別紙本願商標目録記載の構成からなり，第 25 類「被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴」を指定商品とする商標（以下「本願商標」という。）の登録出願（商願 2007-117902）をした（甲 54）。

(2) 原告は，平成 19 年 12 月 29 日付けの手続補正書により，指定商品を第 25 類「被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，靴類（「靴合わせくぎ，靴くぎ，靴の引き手，靴びょう，靴保護金具」を除く。），げた，草履類」（以下「本件指定商品」という。）と補正した（甲 55）。

2 特許庁における手続の経緯

(1) 原告は，平成 22 年 1 月 27 日付けの拒絶査定を受けたので，同年 4 月 30 日，これに対する不服の審判を請求した。

(2) 特許庁は，原告の請求を不服 2010-9360 号事件として審理し，平成 24 年 5 月 9 日に「本件審判の請求は，成り立たない。」とする本件審決をし，同月 23 日，その謄本は原告に送達された。

3 本件審決の理由の要旨

本件審判の理由は，要するに，本願商標は，商標法 4 条 1 項 7 号に該当するから，登録を受けることができない，というものである。

4 取消事由

商標法4条1項7号該当性に係る判断の誤り

【判 断】

1 商標法4条1項7号について

商標法4条1項7号は、商標登録を受けることができない商標として、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」を規定しているところ、同項には、出願商標の構成自体がきょう激な文字や卑わいな図形等である場合だけでなく、その指定商品について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も含まれるものである。

2 認定事実

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 本願商標の構成等

ア 本願商標は、別紙本願商標目録記載のとおり、「北斎」の漢字を筆文字風に縦書きにした文字部分と、その左側中央やや下に配置された、上方に黒地上に白色で山様の形を象り、その下方に黒白の横線様の模様を配した四角形の図形部分（以下「本件図形」という。）から構成されている。

上記「北斎」の文字は、江戸後期の浮世絵師であり、富嶽三十六景等の作品を有する葛飾北斎を認識させる語である（乙2、3）。また、本件図形は、葛飾北斎がその作品である「肉筆画帖」において使用した印章（落款）の「富士」と同様の形状をしており（甲31）、上記文字部分と同様に、葛飾北斎を認識させるものである。

イ 本件指定商品は、「衣服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、靴類（「靴合わせくぎ、靴くぎ、靴の引き手、靴びょう、靴保護金具」を除く。）、げた、草履類」であり、原告は、平成20年頃から原告が販売する衣服等の商品に本願商標を使用している（甲17の1～6、甲25）。

(2) 葛飾北斎について

ア 葛飾北斎は、宝暦10年（1760年）に現在の東京都墨田区亀沢で生まれ、嘉永2年（1849年）に現在の東京都台東区浅草で死亡したとされる江戸時代後期の浮世絵師であり、代表作の「富嶽三十六景」や「北斎漫画」は、19世紀ヨーロッパの印象派の画家に影響を与えたとされる（甲40）。葛飾北斎は、歴史上の人物として、辞典類に掲載されているほか、後記のとおり、同人の作品を収蔵した美術館が各地に設けられ、また、同人に関する国際会議や講演会が開催されたり、同人にまつわる映画が制作されるなどしている（乙2～9）。

イ 葛飾北斎の出身地である東京都墨田区には、「北斎通り」と名付けられた通りがあるほか、平成18年以降、毎年「北斎祭り」が催され、平成27年

度には「すみだ北斎美術館」の開館も予定されている（甲40～43，45）。そして、東京都の「地域の底力再生事業助成」の助成を受けた「北斎通りまちづくりの会」のホームページ「亀沢・北斎ネット」（甲40）には、葛飾北斎のプロフィールや、上記「北斎祭り」の概要、上記「北斎通り」の紹介等が掲載されているほか、同ホームページの閲覧者に対し、「葛飾北斎をキーワードとして、生誕地としての地元亀沢、そしてまちづくりの会としての諸活動と、墨田区の情報」を広く発信することを通じ、亀沢以外の葛飾北斎ゆかりの地域との連帯を深め、ネットワークを構築することが可能になります。」との挨拶文が掲載されている（甲40～43）。

また、葛飾北斎が晩年の多くを過ごしたとされる長野県上高井郡小布施町には、葛飾北斎の作品を展示した「北斎館」や「高井鴻山記念館」が開設され、「北斎館」については、小布施文化観光協会の公式ホームページで紹介されている（甲44，46，乙5）。

さらに、「北斎漫画」の初刷りが発見された島根県鹿足郡津和野町には、葛飾北斎美術館が設けられている（甲48）。

加えて、茨城県潮来市牛堀では、葛飾北斎が描いた「常州牛堀」にちなんだ水郷北斎公園が設けられ、同市の公式ホームページには、同公園を撮影した写真が掲載されている（甲49）。

ウ 一般に、歴史上の人物の出身地やゆかりの地においては、その地域の特産物や土産物に、当該人物の名称等を表示して、観光客等を対象に販売しているという実情にあるところ、東京都墨田区では、地元企業が葛飾北斎にちなんだTシャツを製造、販売している（乙17）。

(3) 葛飾北斎と原告との関連性について

原告は、葛飾北斎とは無関係であることを自認している。

(4) 審判段階における原告の主張

原告は、審判段階において、①本願商標は「北斎」の漢字を特定の書体で縦書きし、その左側部に朱印の印が押された構成よりなる結合商標であって、それ以上でもそれ以下でもない、②本願商標に係る標章は、これら縦書き文字と印の二者で構成されるものであって、単純に「北斎」の名前を独占しようとするような類いのものでは全くない、③本願商標の効力が土産物に及ぶのは、本願商標と完全に同じ商標、あるいは本願商標を構成する二つの部分（漢字文字、本件図形）の配置に変更を加えてなる商標などのように、本願商標と類似する商標を土産物に付した場合などの極めて特異なケースに限られるものである、④これらの原告の主張は、実質的に、本願商標の効力範囲が、漢字文字の「北斎」のみからなる商標には及ばないことを自覚し、これを宣言するものであるなどと主張している（甲60，63）。

3 商標法4条1項7号該当性について

前記2(1)アに認定したところによれば、本願商標は、その構成自体がきよ

う激な文字や卑わいな図形等である場合に該当するものとはいえないところ、本件審決は、本願商標は社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものであると判断しているので、以下においては、本願商標を本件指定商品について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するものといえるかどうかについて検討する。

(1) まず、前記 2 (1)アのとおり、本願商標は、「北斎」との筆書風の漢字と、葛飾北斎が用いた落款と同様の形状をした本件図形からなるところ、前記 2 (4)に認定した審判段階における原告の主張からすると、本願商標が商標登録された場合において、原告が本件指定商品について本願商標に基づき主張することができる禁止権の範囲は、「北斎」との筆書風の漢字と本件図形からなる構成に限定されると考えられることから、例えば、「北斎」との漢字文字のみからなる商標について、これが本願商標の禁止権の範囲に含まれるなどと主張することは、信義誠実の原則に反し許されないといわなければならない。

(2) また、前記 2 (2)のとおり、葛飾北斎の出身地である東京都墨田区や国内各地のゆかりの地においては、当該地域のまちづくりや観光振興のシンボルとして、同人の名を用いた施設の整備や催し物の開催等が行われているところであって、「北斎」の名称は、それぞれの地域における公益的事業の遂行と密接な関係を有している。したがって、原告が本願商標の商標登録を取得し、本件指定商品について、本願商標を独占的に使用する結果となることは、上記のような各地域における公益的事業において、土産物等の販売について支障を生ずる懸念がないとはいえない。

しかしながら、前記(1)のとおり、原告が本件指定商品について本願商標に基づき主張することができる禁止権の範囲は、「北斎」との筆書風の漢字と本件図形からなる構成に限定されると考えられることからすれば、当該公益的事業の遂行に生じ得る支障も限定的なものにとどまるというべきである。

(3) さらに、前記 2 (2)のとおり、葛飾北斎は、日本国内外で周知、著名な歴史上の人物であるところ、周知、著名な歴史上の人物名からなる商標について、特定の者が登録出願したような場合に、その出願経緯等の事情いかんによっては、何らかの不正の目的があるなど社会通念に照らして著しく社会的相当性を欠くものがあるため、当該商標の使用が社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反する場合が存在しないわけではない。

しかしながら、原告による本願商標の出願について、上記のような公益的事業の遂行を阻害する目的など、何らかの不正の目的があるものと認めるに足りる証拠はないし、その他、本件全証拠によっても、出願経緯等に社会通念に照らして著しく社会的相当性を欠くものがあるとも認められない。

(4) 以上のとおり、本願商標の商標登録によって公益的事業の遂行に生じ得る影響は限定的であり、また、本願商標の出願について、原告に不正の目的があるとはいえず、その他、出願経緯等に社会通念に照らして著しく社会的相当

性を欠くものがあるとも認められない本件においては、原告が葛飾北斎と何ら関係を有しない者であったとしても、原告が本件指定商品について本願商標を使用することが、社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するものとまでいうことはできない。

したがって、本願商標は、商標法4条1項7号にいう「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当するものではない。

4 結論

以上の次第であるから、原告が主張する取消事由には理由があり、本件審決は取り消されるべきものである。

【論 説】

1. この事件は、「北斎」という著名な歴史上の人物をめぐる商標登録のいかんが、商標法4条1項7号に規定する公序良俗違反に該当するか否かが争われた事案であり、過去においてわが国で著名な死者（deceased celebrity）の氏名の商標登録の可否が問題となった事案は多い。例えば、古くは「聖徳太子」（商公昭54-33984／指定商品：第26類 新聞、雑誌）がある。

2. さて、本願商標に係る標章は「北斎」を筆文字で表示し、第25類の「被服等」を指定商品とする商標であるが、原告の審判段階における主張によれば、同人は、①「単純に『北斎』の名前を独占しようとする」ものではないこと、また④「本願商標の効力範囲は、「漢字文字の『北斎』のみからなる商標には及ばないことを自覚し、これを宣言するものである」などと主張している。

また原告は、本願商標は②筆書風の「北斎」の文字だけではなく、葛飾北斎が用いた落款と同形状の図形との結合標章であると主張した。

しかしながら、裁判所はこのような原告（出願人）の主張の是非に対しては正面から答えることなく、本願商標が果たして商標法4条1項7号に該当する拒絶要因が存するか否かについて検討したのである。

その前に裁判所は、原告の④のような主張は、信義誠実の原則に反して許されないと説示した。

しかし、この点について裁判所は、原告が本件指定商品について本願商標に基づき主張することができる禁止権の範囲は、「北斎」の漢字と図形との結合から成る標章に限定されるとすれば、「公益的事業の遂行に生じ得る支障も限定的なものにとどまる」と認定した。ということは、商標法25条による商標権の効力の及ぶ範囲は専有権は登録商標だけであるが、その禁止権が及ぶ類似の商標の範囲とは、極めて狭いものと解したのである。しかし、この辺の説示はあいまいであり、専有権＝禁止権の範囲と解しているとすれば、それは誤りであろう。けだし、登録商標にあっては、当然に類似商標の範囲、即ち禁止的効力の及ぶ範囲が存在するからである。

3. そこで、裁判所は、本願商標の場合にあっては、

- ①公益的事業の遂行に生じ得る影響は限定的であること、
- ②原告に不正目的があるとはいえないこと、
- ③社会通念に照らし著しく社会的相当性を欠くものがあるとは認められないこと、
- ④本願商標の使用が反社会公共の不利益や反道徳的観念となるとはいえないこと、

を理由に、公序良俗に反する商標とはいえないと判示し、審決を取消ししたのである。

4. 最近、特許庁商標課は、「歴史上の人物名」については、その周知著名性の観点から、商標法4条1項7号に該当する者があり得ることを予想して、審査基準を改訂したから、特許庁のHPを参照されたいが、本件商標にあってはその観点から特許庁審判では判断したのであろう。しかし、ケース・バイ・ケースで審理しなければならない問題ではある。

相続人の存在しない本願商標「北斎」の場合にあっては、適用するとすれば法4条1項7号しかないのだろうが、本件裁判所の判断は今後一つの基準となるといえるから、特許庁として再検討を必要とすることになるだろう。

5. 追伸

当所で出願代理して設定登録した商標の中で「信長 NOBUNAGA」を見出したので、ここに参考までに紹介することにする。この商標の指定商品は「第8類 手動工具、手動利器 等」である。

商標出願
公 告 平 8 -58631

**信
長**
NOBUNAGA

(442) 公 告 平 8 (1996) 5月17日
(210) 商 願 平 6 -72903
(220) 出 願 平 6 (1994) 7月21日
(731) 出願人 株式会社社長谷幸製作所

(740) 代理人 弁理士 牛木 理一

商標登録第 3258694 号
平成 9 年 2 月 24 日登録

指定商品 8 手動工具（「すみつば類、皮砥、銅砥、砥石」を除く。）、手動利器（「刀剣」を除く。）、くわ、鋤、レーキ（手持ち工具に当たるものに限る。）、五徳、十能、火消しつば、火ばし
審査官 飯塚 隆

[牛木 理一]

(別紙)

本願商標目録

